

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
加盟団体代表者会議等運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）が、定款第41条に規定する加盟団体との対話の機会を設け、幅広い意見を聴取し、円滑な法人運営に活かすことを目的として開催する会議等の運営について必要な事項を定める。

第2章 代表者会議

(代表者会議)

第2条 本連盟は、前条の目的を達成するため、加盟団体代表者会議（以下「代表者会議」という）を開催する。

2 代表者会議は、原則として加盟団体ごとに代表1名並びに本連盟の理事、監事、本部長、副本部長、委員長及び事務局職員等が出席して行うものとする。

(代表者会議のテーマ)

第3条 代表者会議は、次に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 本連盟の業務執行に関すること
- (2) 加盟団体の運営上の課題及び成果に関すること
- (3) そのほか加盟団体と本連盟との連携を密にし、円滑な事業運営を行うために必要な事項

(代表者会議の招集)

第4条 代表者会議は、原則として年度ごとに2回開催し、うち1回はWEB会議とする。

2 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

第3章 WEBミーティング

(WEBミーティング)

第5条 本連盟は、第1条の目的を達成するため、時宜にかなった議題を定めて、加盟団体WEBミーティング（以下「WEBミーティング」という）を開催する。

2 WEBミーティングは、議題に関係する加盟団体の担当者並びに本連盟の理事、監事、本部長、副本部長、委員長及び事務局職員等が出席して行うものとする。

(WEBミーティングのテーマ)

第6条 WEBミーティングは、次に掲げる事項について、時宜にかなった具体的なテーマを定めて意見交換する。

- (1) 本連盟の業務執行に関すること
- (2) 加盟団体の運営上の課題及び成果に関すること
- (3) そのほか加盟団体と本連盟との連携を密にし、円滑な事業運営を行うために必要な事項

(WEBミーティングの招集)

第7条 WEBミーティングは、原則として年度ごとに3回程度開催する。

- 2 WEBミーティングは、専務理事が招集し、専務理事が議長となる。

#### 第4章 補 則

(事務局)

第8条 代表者会議及びWEBミーティングの事務は、本連盟事務局において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付則1 この規程は、令和5年2月25日から施行する。